

諮問第 7 号の答申

特定サービス産業実態調査の改正について（案）

本委員会は、経済産業省が実施を予定している特定サービス産業実態調査（指定統計第 113号を作成するための調査）の計画について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 承認の適否とその理由等

(1) 適否

計画を承認して差し支えない。

なお、計画の実施に際しては、以下の理由等に留意することが必要である。

(2) 理由等

ア 本調査の目的・役割

サービス産業分野の統計は、戦後長らく未整備であった。こうした状況に対応して、特定サービス産業実態調査（以下「本調査」という。）が、昭和48年から、サービス産業のうち、経済産業省が所管する特定の業種について、活動の詳細な実態を捉え、業種の特性を明らかにすることを目的として、毎年実施されている。また、サービス業基本調査（指定統計第117号を作成するための調査）が、平成元年から、サービス産業の活動の実態を広く概括的に捉えることを目的として、5年ごとに実施されてきた。

本調査は、調査開始時の5業種からこれまでに調査対象業種を順次拡大しつつ、一部業種についてローテーションで調査してきたが、平成18年調査からは、調査対象とするすべての業種について毎年調査に変更し、現在に至っている。

サービス産業は改廃が激しく、事業内容も絶えず変化していることから、より短い周期でより多くのサービス産業を捉える統計情報が求められており、本調査は、その一翼を担う役割も有していると考えられる。

ただし、本調査については、主たる目的が業種特性の的確な把握にあることにかんがみ、情報化や国際化、人材の流動化などサービス産業を取り巻く社会経済情勢の変化に即応すべく、不断に、調査事項や集計事項を見直し、統計需要に適切に対応していくことが必要である。

なお、本調査の目的・役割は、平成23年の経済センサスの実施により、大きく変わる可能性があることから、今回の審議は、経済センサスの実施までの間を視野に入れた検討にとどめ、それ以降における本調査の在り方については、今後、経済センサスの結果を踏まえた上で、検討することが適当である。

イ 調査対象業種

調査対象業種は、既存の11業種に加え、「インターネット附随サービス業」、「音声情報制作業」等の10業種を新たに追加する計画である。

これについては、経済産業省の行政施策上の必要性から、特に市場規模の大きな対事業所サービス業を中心に統計整備を図ってきた平成18年及び19年調査の考え

方に沿ったものであり、妥当である。

また、本調査は、事業所単位による調査を原則とするが、追加する10業種のうち、「音声情報制作業」、「新聞業」、「出版業」及び「映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業」の4業種については、企業単位で調査する計画である。

これについては、既存の調査対象業種である「映像情報制作・配給業」及び「クレジットカード業、割賦金融業」と同様に、事業所単位での記入が困難であることを踏まえたものであり、妥当である。

ウ 調査票及び調査事項

追加する10業種の調査票は、修理業に係る2業種を除き、別個の調査票とする計画である。これについては、個々の業種の特性を明らかにするため、業種に特有の詳細な調査事項を設定する必要があることによるものであり、妥当である。

ただし、日本標準産業分類の改定（平成19年11月改定）を踏まえ、「広告代理業、その他の広告業調査票」を「広告業調査票」に、「デザイン・機械設計業調査票」を「デザイン業、機械設計業調査票」に名称を変更する必要がある。

次に、調査事項については、すべての業種に共通する事項として、情報通信機器の賃借料及び取得額、無形固定資産の取得額、パート・アルバイトの就業時間換算従業者数、業務部門ごとの他企業からの派遣従事者数の追加等を行う計画である。これらについては、前回調査に係る諮問第318号の答申における指摘等を踏まえ、統計需要へのよりの確な対応を図るものであり、おおむね妥当である。

しかしながら、リース取引に関する会計基準の改正に伴い、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、原則、売買取引に準じ、貸し手側ではリース投資資産として会計処理する方法に変更されたことから、「各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業調査票」、「自動車賃貸業調査票」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業調査票」及び「その他の物品賃貸業調査票」の4種類の調査票について、過去1年間におけるリース投資資産取得額及び年間営業費用の内訳としてリース投資資産原価を追加する必要がある。

また、「出版業調査票」において、当該業種の構造特性をよりの確に把握する観点から、書籍・雑誌の種類別の発行部数及び営業費用の内訳として印税・原稿料を追加する必要がある。

エ 調査方法

調査方法については、調査対象の21業種のうち、既存の11業種は本社等一括調査を除き、現行の都道府県経由による調査員調査で引き続き実施する一方、追加する10業種は経済産業省直轄による郵送調査で実施する計画である。

また、追加業種に係る調査及び経済産業省直轄で従来から郵送調査により実施している本社等一括調査については、調査票の配布・取集及び督促等に係る業務を民間事業者へ委託する計画である。

これらのうち、追加業種に係る調査において郵送調査を導入することについては、調査員の確保難や都道府県の調査担当職員の縮減などにより、既存の業種に加え、さらに追加業種について調査員調査を導入することは困難な状況となっていることから、やむを得ないものと考えられる。

しかしながら、郵送調査により実施する追加業種については、調査実施者において計画している各経済産業局を活用した調査客体への事前協力依頼等の措置を適

切に実施することにより、十分な回収率の確保を図るよう、万全を期すことが必要である。

また、経済産業省直轄による郵送調査部分を民間事業者に業務委託することについては、調査事務の負担軽減等を図るものであるが、業務委託において、統計の正確性・信頼性の確保等の観点から、入札に際して適切な評価基準を設定し、民間事業者に対してモニタリングを実施するなど、所要の措置を講ずることとしていることから、おおむね妥当である。

しかしながら、民間事業者への業務委託に当たっては、民間事業者の業務の実施状況についてモニタリングの適切な実施に加えて、効果的なサポート等により、調査対象の秘密の保護や調査結果の十分な精度が担保されるよう、万全を期すことが必要である。

オ 集計事項

集計事項は、調査対象業種の拡充及び調査事項の追加等に対応して変更する計画であり、これについては、統計需要に即したものとなっており、妥当である。

ただし、上記ウの日本標準産業分類の改定に伴う調査票の名称変更及び調査事項の追加に伴う集計事項の追加等の所要の変更を行う必要がある。

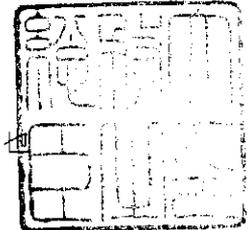
2 今後の課題

- (1) 調査の効率的実施及び報告者負担の軽減を図る観点から、次回調査までに、統計需要にも留意しつつ、地域別表章の在り方を含め、標本調査の導入について検討する必要がある。
- (2) 現在、集計・公表に当たっては、回収結果を単純集計する方法を採っているが、毎年の回収率の変動に伴う調査結果への影響を回避するため、次回調査までに、上記(1)の標本調査の導入の検討と併せ、欠測値の適切な補正方法についても検討する必要がある。
- (3) 従業者数や売上高等の規模により把握すべき事業内容が相違していることを考慮し、今後、事業者の規模に応じ、調査事項に精粗の差異を設けた調査票の設計について検討する必要がある。
- (4) 業態が多種多様なサービス産業について、業種ごとの特性を明らかにするという本調査の目的に照らし、本調査の有用性をより高めるため、各業種における特許権や意匠権等の産業財産権の取得件数、「デザイン業」や「機械設計業」等における外注業務の内容等、「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」における年間売上高の契約先産業別割合の産業区分の内訳の追加など、各業種の特性に対応した調査事項の設定について、その把握可能性も含め、検討する必要がある。

総政企第59号
平成20年2月18日

統計委員会委員長
竹内 啓 殿

総務大臣
増田 寛



諮問第7号
特定サービス産業実態調査の改正について（諮問）

標記について、平成20年2月6日付け平成20・02・05統第1号により経済産業大臣から別添「特定サービス産業実態調査に係る承認事項の一部改正について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認に当たり、統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

特定サービス産業実態調査の概要（案）

調査の目的等

我が国のサービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として、昭和 48 年から毎年実施している。

調査の概要

- < 調査期日 > 毎年 11 月 1 日現在
- < 調査対象業種 > ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附属サービス業など全 21 業種
 - ・ 19 年調査からの継続調査業種：11 業種（各種物品賃貸業等）
 - ・ 今回の追加調査業種：10 業種（音声情報制作業、新聞業等）
- < 調査対象 > 約 11 万 4,000 事業所、約 12,000 企業
原則、事業所単位。ただし、映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業等 6 業種については企業単位
- < 抽出方法 > 各業種ともに全数
- < 調査票の種類 > 業種ごとに調査票を設定。ただし、一部の業種については、共通の調査票様式を設定（全 16 種類）
- < 調査の流れ > 19 年調査からの継続調査業種（11 業種）に係る調査：調査員調査（原則） 郵送調査（一部）
 - ア 調査員調査（原則）
経済産業省 都道府県 調査員 事業所・企業
 - イ 郵送調査（一部）
経済産業省 都道府県 事業所・企業（本社一括調査企業を除く）今回の追加調査業種（10 業種）に係る調査：郵送調査
経済産業省 事業所・企業（本社一括調査企業を除く）
全 21 業種のうち本社一括調査企業に対する調査：郵送調査
経済産業省 本社一括調査企業
本社一括調査企業とは、本社から傘下の全事業所分について一括調査することとして経済産業大臣が指定する企業

（注） 上記 及び については、調査票の配布、取集等について民間事業者を活用

結果の公表

- < 主な集計事項 > 調査対象業種ごとの従業者数、年間売上高、年間営業費用 等
- < 集計地域 > 全国、都道府県、政令指定都市
- < 公表時期 > 調査実施後 9 か月以内に速報、1 年以内に確報を公表

結果の利用

- サービス産業の振興施策の企画・立案のための基礎資料
- サービス産業における雇用施策の企画・立案のための基礎資料
- GDP 統計や産業連関表（基本表、地域表等）の作成のための基礎資料 等

諮 問 の 概 要

(特定サービス産業実態調査の改正について)

1 調査の目的等

特定サービス産業実態調査(指定統計第113号を作成するための調査)は、我が国におけるサービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として、昭和48年以降、毎年実施されている。

2 改正の趣旨

「経済成長戦略大綱」(平成18年7月6日財政・経済一体改革会議)において、サービス産業を幅広く捉えた構造統計を整備することとされていることなどを踏まえ、サービス産業に関する施策等に必要となる統計の一層の整備を図るため、平成20年調査から、調査対象業種の追加を行うとともに、既存の調査対象業種に係る調査事項の変更等を行う。

3 改正内容

(1) 調査対象業種の追加

サービス産業分野において個別業種ごとにその業種特性等が大きく異なることを踏まえ、行政施策上の必要性及び統計利用者のニーズに対応し、個別業種の実態をよりの確に把握するため、「インターネット附随サービス業」、「音声情報制作業」、「新聞業」、「出版業」、「映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業」、「機械修理業(電気機械器具を除く)」、「電気機械器具修理業」、「自動車賃貸業」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業」及び「その他の物品賃貸業」の計10業種を追加する。

これに伴い、追加する各業種に対応した調査票(9種類)を新設する(「機械修理業(電気機械器具を除く)」及び「電気機械器具修理業」については共通様式。今回の調査票の新設により、調査票様式は計16種類。)

(注)平成19年調査からの継続調査業種：11業種

「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」、「映像情報制作・配給業」、「クレジットカード業、割賦金融業」、「デザイン・機械設計業」、「各種物品賃貸業」、「産業用機械器具賃貸業」、「事務用機械器具賃貸業」、「広告代理業」、「その他の広告業」及び「計量証明業」

(2) 調査における民間事業者の活用

従来から国直轄で郵送調査により実施している本社一括調査(注)、及び国直轄で郵送調査により実施する上記(1)の追加業種(10業種)を対象とする調査において、調査の効率的な実施等の観点から、調査票の配布、取集等一部業務について民間事業者を活用する。

(注)すべての調査対象業種のうち、経済産業大臣が指定する企業に属する調査事業所については、当該企業の本社から傘下の全事業所分について郵送により一括調査を実施。

(3) 調査事項の変更

すべての業種に共通して、次の事項について把握するため、調査事項の変更を

行う。

ア 情報通信機器の賃借料及び取得額

情報化投資の実態を明らかにするため、年間営業費用のうち、機械・装置等に係る賃借料の内訳として「情報通信機器」の記入欄を、営業用固定資産取得額のうち、機械・装置等に係る取得額の内訳として「情報通信機器」の記入欄を追加する。

イ 無形固定資産の取得額

コンテンツ関連のサービス産業を中心として、営業用固定資産に占める比重が高まりつつある商標権や特許権などの無形固定資産の実態を明らかにするため、営業用固定資産取得額の内訳として、「無形固定資産」の記入欄を追加する。

ウ 就業時間換算によるパート・アルバイト数

労働生産性の正確な把握のため、従来から調査していたパート・アルバイトの人数に、就業時間換算（1週間当たりのパート・アルバイト全員の総労働時間を当該事業所・企業の所定労働時間で除して算出）による人数の記入欄を追加する。

エ 別経営の事業所からの派遣従業者数

業務の外部への依存の実態を明らかにするため、当該業種部門における従事者数の内訳として、別経営の事業所から派遣されている人数の記入欄を追加する。

産業統計部会の審議状況について（報告）

第7回産業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成20年4月18日(金)15:30~16:50
- 2 場 所 総務省第2庁舎 6階特別会議室
- 3 出席者 舟岡部会長、美添委員、出口委員、引頭専門委員、岡室専門委員、西郷専門委員、三輪専門委員
審議協力者(内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、埼玉県、日本銀行)
調査実施者(山根サービス統計室長ほか3名)
事務局(犬伏統計審査官ほか2名)
- 4 議 題 特定サービス産業実態調査の改正について

5 審議の概要

始めに、前回部会で調査事項の一部追加を行うこととされたことを踏まえ、調査実施者から調査票等の修正案の説明があり、その修正内容について確認を行った後、答申案について審議を行い、取りまとめが行われた。

答申案の審議における委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

「調査方法」について

民間事業者への業務委託については「妥当」と判断しているが、他の指定統計調査における民間委託への影響も考慮すれば、「おおむね妥当」として、調査客体の個別情報に係る秘密保護等について万全を期すよう求めるべきではないか。

「今後の課題」について

事業者の規模に応じ調査事項に精粗の差異を設けた調査票の設計に係る検討については、趣旨がより明確になるよう、『従業者数や売上高等の規模により「把握すべき」事業内容が相違していることに考慮し』として、「把握すべき」を追加すべき。

今後、調査事項について検討すべき事例として掲げられている外注の問題については、何を外注しているかだけでなく、どこにどの程度外注しているかという情報も重要であるため、それらも包含した形の表現となるよう修正すべき。

欠測値の補正方法の検討は、今回、郵送調査で実施する追加業種についても既存の調査対象業種と同程度の回収率の確保が十分に図られることを前提としたものとの理解で良いか。追加業種に係る調査については、あまり安易に回収率が確保できると考えるべきではないのではないか。

調査実施者が想定する回収率が十分に確保できない可能性も有り得るが、次回調査に向けて併せて検討するよう求めている標本調査の導入が実現すれば、現行の調査員調査による調査客体数の範囲内において、今回の追加業種も含め、すべての業種について調査員調査による実施が可能となることも考えられる。

従業者のキャリアなど他の統計調査とのデータ・リンケージによる表章を行うことについても、今後の課題に盛り込むことはできないか。

その問題は、本調査における問題にとどまらず、現在、統計委員会で検討されているビジネスレジスターの構築等の検討の中で解決されるべき。

仮に、事業所単位で、他の統計調査とのデータ・リンケージが可能としても、現行の日本標準職業分類ベースでは、その活動の実態を明らかにするだけの有効なデータを得ることは困難。また、職業分類やデータ・リンケージする統計調査の大幅な見直しも必要であり、答申案に今後の課題として盛り込むほど機が熟していないと考える。

サービス業については、サービスの生産性や外注の問題なども考慮すれば、事業者における事業活動を主業・副業を含めて把握することについて、将来的に検討すべきではないか。

本調査は、平成 17 年調査まで、業界団体名簿を母集団情報としてアクティビティ・ベースで調査していたが、業界団体への加入業者が減少してきたことなどから、主業ベースで業種格付けされた事業所・企業統計調査名簿に母集団情報を変更した経緯がある。

平成 23 年の経済センサスにより、産業大分類ベースで副業も把握可能となる予定であるが、本調査は産業小分類ベースの調査のため、その情報を基にしても主業・副業を含めた調査は困難。また、大企業について産業小分類ベースで事業活動を捉える場合、非常に多岐に亘っていることが一般的であり、一方、小規模の企業における副業は非常に小さく、その把握の必要性及び可能性に係る問題もある。

いずれにしても、現時点では、アクティビティ・ベースで調査するための基礎的な情報がなく、今後、経済センサスを重ねて実施し、将来的に小分類ベースで事業展開の状況の把握が可能となるなど、調査のための基礎的な情報の整備が必要であり、その実現には、かなり長期間を要すると考える。

各事業者において、どのようなアクティビティが行われているかという調査は、経済センサスや工業統計調査、商業統計調査など包括的な調査の中で行われるべきであり、本調査のようにカバーする業種の範囲が狭い調査で把握することは、あまり意味がないものと考ええる。

上記意見を踏まえ、答申案については、「調査方法」及び「今後の課題」に係るの及び の意見を踏まえ、所要の修正を行うこととし、その字句等の修正内容は部会長に一任することで部会において了承され、5月12日(月)開催の統計委員会に諮ることとされた。

また、答申案のほか、部会長報告メモにより、「行政記録(産業財産権の出願人データ)の活用」及び「サービス活動の把握」の2点について、統計委員会に報告することについても了承された。

なお、答申案及び部会長報告メモには盛り込まなかったが、上記の「今後の課題」における意見及び については、答申案の説明の中で、併せて統計委員会に報告することとされた。